


昨年8月に発行された市民の税カードは、7月末に、新たなポイントが付与されます。一方、市税に滞納があるかたなどは、カードが利用できなくなりしますので、ご注意ください。8月1日以降も引き続きカードの特典を利用できるかたには継続通知を、利用できなくなるかたには失効通知を、7月上旬に送付しますのでご確認ください。

引き続き利用できるかたは、市税を年度内に完納されている



**市民の税カード**

新たなポイントが付与されます  
滞納があるかたなどの  
カードは失効となります

今年度付与される市民の税カードのポイント

対象となる税目	基本ポイント	ボーナスポイント		
		納期限内納付	年度内納付	口座振替・特別徴収への切替
固定資産税及び都市計画税	300P	100P	100P	100P
個人市民税	300P	100P		100P
軽自動車税	300P	100P		100P
国民健康保険税	300P	100P		100P

るかたです。ポイントは、これまでまでの残ポイントに加え、新たなポイントが付与されます。また、カードが利用できなくなるかたは、市税に滞納があるかたや滞納処分を受け

付与されるポイント

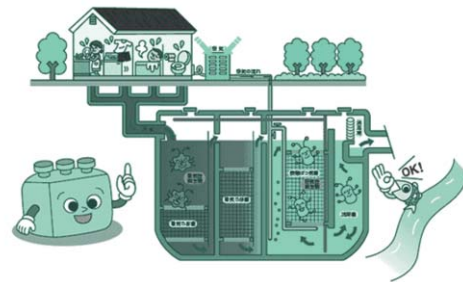


- ①基本ポイント  
・年度内に完納した税目ごとに300ポイント
- ②ボーナスポイント  
・納期限内に納付した税目ごとに100ポイント
- ・年度内納付を継続しているかたに100ポイント
- ・新たに納税の方法を口座振替、または、個人市民税を特別徴収に切り替えたかたに税目ごとに100ポイント

■お問合せ  
収納課 岩井庁舎  
内線1752

たかた、対象となる市税が課税されなかったかたです。この場合、未利用のポイントがあっても、7月31日で失効となりますのでご注意ください。

浄化槽は  
適正な維持管理を!!



浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な保守点検・清掃と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使いまししょう。



保守点検

○10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

○県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

○年に1回以上行う必要があります。

○市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

○最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受ける必要があります。

○県指定検査機関(社)茨城県水質保全協会(029-291-4004)にお申込みください。

■お問合せ

茨城県環境対策課  
☎029(301)2966  
生活環境課 岩井庁舎  
内線1453